平成２１年（フ）第６７２号
群馬県高崎市金古町550番地１
債務者　西川　佳利
１　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮嵜　文恵
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月４日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５２３号
奈良県磯城郡田原本町大字保津230番地の13
債務者　吉本　敏彦
１　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　和島美枝子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月８日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２１年（フ）第１８０号
広島県福山市芦田町大字福田628番地、旧住所名古屋市東区泉１丁目14番６号　パークサイト401号
債務者　桜井千恵美
１　決定年月日時　平成21年12月２日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第５３８号
函館市新湊町256番地12
債務者　蛯子えりか（旧姓薮越）
１　決定年月日時　平成21年12月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５６０号
函館市昭和４丁目28番24号
債務者　寺谷　和枝
１　決定年月日時　平成21年12月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５７１号
函館市富岡町１丁目32番８号
債務者　小野寺友美
１　決定年月日時　平成21年12月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５７２号
北海道亀田郡七飯町字上藤城222番地の60
債務者　田中美由紀
１　決定年月日時　平成21年12月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２３１号
岐阜県大垣市郭町１丁目46番地１　リーデンススクエア大垣駅前通903号
債務者　中村恵美子
１　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１４０号
三重県志摩市浜島町浜島1026番地１
債務者　柴原　勝子
１　決定年月日時　平成21年12月２日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１４１号
三重県伊勢市西豊浜町5437番地
債務者　辻井　香織
１　決定年月日時　平成21年12月２日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１４２号
三重県志摩市阿児町鵜方3155番地８
債務者　門　　良二
１　決定年月日時　平成21年12月２日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１４３号
三重県志摩市阿児町国府1516番地55
債務者　門　　賢良
１　決定年月日時　平成21年12月２日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１８０号
山口県山陽小野田市大字小野田4765番地１
笹尾ハイツ306号、前住所山口県山陽小野田市千代町２丁目８番14号
債務者　前田　英之
１　決定年月日時　平成21年12月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第３２２９号
愛知県知多郡東浦町大字藤江字柳牛32番地の１　クリアハウス杉Ｂ―105号
債務者　神谷　竜也
１　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始中更正

平成２１年（フ）第２７２号
三重県鈴鹿市大池３丁目２番37号
破産者　株式会社東新
代表者代表取締役　遠藤　和哉
１　主文　当裁判所が平成21年10月13日午前10時になした破産手続開始決定中、破産者の住所につき「三重県鈴鹿市大池町３丁目２番37号」とあるのを「三重県鈴鹿市大池３丁目２番37号」と更正する。
２　決定年月日　平成21年11月30日
津地方裁判所

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１８１号
千葉市花見川区三角町16番地２
破産者　有限会社エニシング
１　決定年月日　平成21年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１８２号
千葉県市川市宮久保４丁目26番18号
破産者　関井　眞人
１　決定年月日　平成21年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係